

◎新潟県告示第11号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
メッツ嵐南薬局	三条市東本成寺20番18号	平成31年3月31日
メッツ県央薬局	三条市須頃2丁目101番2	平成31年3月31日
トリム薬局 新発田店	新発田市本町1-14-2	平成31年2月28日
トリム薬局 新発田西店	新発田市佐々木175番地	平成31年2月28日
千刈薬局	加茂市千刈1丁目50番21	平成31年2月28日
トリム薬局 新井店	妙高市田町2丁目3番21号	平成31年2月28日
メッツ胎内薬局	胎内市あかね町26番27号	平成31年3月31日
トリム薬局 湯沢店	南魚沼郡湯沢町神立25-6	平成31年2月28日